

遠い空から

～元気に頑張っています～

福井弁護士会会員

小浜ひまわり基金法律事務所

吉川 あず沙 (71期)

Kikkawa Azusa



1. 小浜ひまわり基金法律事務所の紹介

小浜ひまわり基金法律事務所は、平成17年4月に設置された公設事務所です。

私は、平成30年12月に第二東京弁護士会に弁護士登録をし、弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所で1年9か月の養成を受けた後、令和3年1月に、小浜ひまわり基金法律事務所の6代目所長に就任しました。

弊所は、福井県小浜市の中心地に所在します。小浜市の管轄地方裁判所は、小浜市から高速道路を使って約40分の距離にある福井地方裁判所敦賀支部です。簡易裁判所の管轄は、独立簡裁である小浜簡易裁判所であり、同簡裁には福井家庭裁判所小浜出張所もあります。本稿執筆時点では、支部管轄内に私を含め10人の弁護士がいますが、小浜市、おおい町、高浜町、若狭町（一部）が管轄となる小浜簡裁管轄内(合計人口約5万人)では、私ひとりです。

弊所でこれまで受任した事件の多くは、福井地方・家庭裁判所敦賀支部に係属します。次いで小浜簡裁・家裁出張所の事件があり、面白いことに福井地裁本庁の事件よりも、神戸地方裁判所や京都地方裁判所などの近畿地方の裁判所管轄の事件が目立ちます。これは、そもそも福井県が、山中峠・木ノ芽峠・栃ノ木峠の稜線を境に北を嶺北地方、南を嶺南地方と分けられ、嶺北と嶺南では文化が異なることに由来すると思われる。嶺北地

方では福井弁が、嶺南地方では関西弁が話されます。小浜市は、嶺南地方に属し、近畿地方との交流が盛んなため、福井地裁本庁管轄の事件より、近畿地方の裁判所管轄の事件が多くなるのではないのでしょうか。

2. 小浜市について

福井県は南北に長いのが特徴です。最北端のあわら市から、最南端のおおい町まで約150キロメートルあります。おおい町からあわら市まで車で移動すると、高速道路を使用しても約2時間かかります。その中で小浜市は、嶺南地方の真ん中あたりに位置しています。

小浜市は、京都市の真北に位置します。奈良時代から宮廷に食材を供給する「御食国(みけつくに)」として知られ、鯖、かにや若狭牡蠣、若狭ふぐ、若狭ぐじ(甘鯛)などをはじめとした海の幸が豊富です。海に面していない埼玉県出身の私にとって、新鮮でおいしい若狭の海の幸を使った料理は、何物にも勝るご馳走です。

10年以上前になりますが、オバマ元米大統領を「勝手に」応援したことにより、全国的な知名度が上がったこともありました。また、お箸の9割は小浜市で作られており、隠れた名産品になっています。お箸を新調される際は、ぜひ産地が小浜市かどうかご確認ください。

観光地では、古都とのかかわりが深かったことから、寺社が多く、特に本堂と三重塔の2つが国宝に指定されている明通寺が有名です。弊所から徒歩20分くらいの場所には、三丁町という古い町並みがあります。散歩するとタイムスリップしたかのような気分になります。小浜市の町並みは、2007年から2008年にかけて放送されたNHK連続テレビ小説『ちりとてちん』で主人公の幼少期の舞台となって全国に映し出されました。

3. 小浜ひまわり基金法律事務所での業務

所長就任からの約3年間で取り扱った件数は、法律相談が年間100～150件（外部相談・継続相談を除きます。）で、受任事件がのべ約300件です。令和5年8月末日時点での手持ち事件は、合計47件（一般民事・家事19件、債務整理13件、刑事事件4件、後見等11件）でした。

前述のとおり、小浜簡裁管轄内では私ひとりしか弁護士がおられませんから、相談予約が絶えることはありません。相談内容は、離婚や遺産分割、損害賠償、労働問題、債務整理など多岐にわたります。相談のジャンルは東京フロンティア基金法律事務所経験したものとはあまり変わらないように感じますが、小浜での相談・事件には不動産や車が登場することが多く、回答や処理方針で悩まされることが少なくありません。特に山林などは、相談者・依頼者本人もどこにあるのかわかっていない場合さえありますが、不動産の絡む事件では、なるべく自分の目で当該物件を見に行くように心がけています。

相談の多くは相談者からの直接の申込みによるものですが、市役所・福祉施設や他士業の方からの紹介などもあります。ほかに、歴代の所長の先生に依頼・相談したという相談者からの相談もあります。このようなお話をお聞きすると、弊所が長くこの地に根差していることを実感するとともに、歴代の所長の先生方に恥じぬよう身が引き締まる思いがします。私の就任後からは相続財産清算人事件が急増しました。

刑事事件は、小浜警察署管轄の事件について平日全日が待機日です。2、3か月当番の要請がないかと思えば、立て続けに2、3件と受けることもあります。万引き事件は、普段買物に行くお店が被害店舗であることも度々あり、示談に行った直後などは、なんとなく気まずくて足が遠のいてしまうこともあります。

通常業務以外では、小浜市などからの要請で、委員会の委員を複数務めています。弊所では、歴代の所長の先生方のご尽力により、このような委員等を務めることで様々な機関との連携がスムーズになっており、この良好な関係を後任所長にも引き継いでいきたいと思っています。

小浜では、どこに行くにも車です。期日の多くは福井地裁敦賀支部で開かれますから、期日はなるべく複数の事件をまとめて入れてもらう、敦賀市でのほかの業務がある場合には一緒に済ませるなどの調整が必要です。一方で、事務所を離れて仕事をするのは、とても良い気分転換になります。事務所外から事務所のパソコンのハードディスクにアクセスできるような環境を構築できたので、テレワークが充実するようになりました。

4. 最後に

弊所は、日弁連からのご支援だけでなく、福井弁護士会からも様々なご支援をいただいています。福井地裁本庁から100km離れていることもあり、小浜市内の様々な事件を一手にお任せいただいたという印象です。

私の任期は令和6年3月末で終わります。3年間を振り返り、小浜市民のお役に本当に立てたかどうかと不安に思うことも多々ありますが、残り少ない任期を悔いなく過ごせるよう努めるとともに、より良い状態で後任所長に小浜ひまわり基金法律事務所を引継ぎたいと思っています。第二東京弁護士会の先生方には、これからもご指導・ご鞭撻いただけますと幸いです。

